

滋賀県立東大津高等学校教育振興会規約

第1章 名称

(名称および事務所)

第1条 この会は、滋賀県立東大津高等学校教育振興会といい、事務所を滋賀県立東大津高等学校に置く。

第2章 目的

(目的)

第2条 この会は、生徒の健全な育成ならびに教育環境の確保を図るため、教育環境の整備および生徒会活動その他学校教育に必要な事業に助成を行うことを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育環境の整備を図るために必要な助成
- (2) 教育教材教具等の整備を図るために必要な助成
- (3) 進路学習指導およびクラブ活動の促進のために必要な助成
- (4) 生徒の健全育成のために必要な助成
- (5) その他学校教育活動に必要な助成

第4章 組織

(会員)

第4条 この会は、生徒の保護者およびこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 監事 2 名
- 2 前項の役員のほか、顧問および参与を置く。
- (1) 顧問 若干名
 - (2) 参与 1 名

(職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- (3) 幹事は、会務の執行を決定する。
- (4) 監事は、事業および予算の執行を監査するとともに会議に出席して意見を述べることができる。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じ、協議、調整するとともに必要な助言をすることができる。
- (6) 参与は、会の運営に参画し、会務の執行について協議、調整するとともに会長の命を受けて書記を指導、助言する。

(任期および選任等)

第7条 役員の任期は、1ケ年とする。ただし、再選を妨げない。

2 会長は、役員会において選出し、他の役員は、会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。この場合において、会長は、委嘱する副会長のいずれかの者を財務を担当する者として指名するものとする。

(職員)

- 第7条の2 この会の会務を処理するため、書記を置く。
2 書記は、会長が役員会の意見を聴き委嘱する。
3 書記は、会務に関する事務および経理を担当する。

第5章 会議

(種別)

- 第8条 この会の会議は、次のとおりとする。
(1) 総会
(2) 役員会

(定足数、議決および書面表決等)

- 第9条 総会の成立は、会員の3分の1以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない者は、あらかじめ書面をもって表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第6章 財務

(経費および会費)

- 第10条 この会の経費は、会費および寄付金をもって充てる。
2 会費の額は、別に定める。

(予算および決算)

- 第11条 この会の予算、決算は総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

(委任)

- 第13条 この規約の施行について必要な細目は、会長が役員会の議決を経て、別に定める。

付 則

- 1 この規約は、総会において会員の過半数の同意がなければ変更することができない。
2 この規約は、昭和50年9月5日から施行する。
付 則 (一部改正)
この規約は、昭和53年5月13日から施行する。
付 則 (一部改正)
この規約は、昭和55年5月10日から施行する。
付 則 (一部改正)
この規約は、昭和57年1月16日から施行する。
付 則 (一部改正)
この規約は、昭和59年5月19日から施行する。
付 則 (一部改正)
この規約は、平成8年5月18日から施行する。